

合併の方式等に関すること

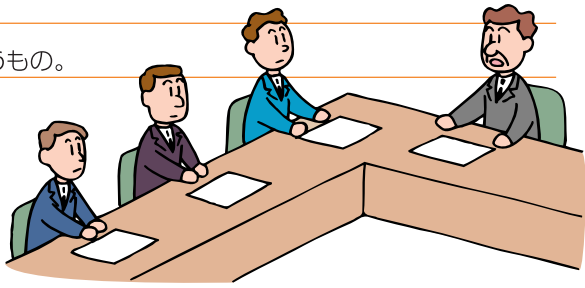
◎合併の方式	釧路市・釧路町・阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」(※1)とします。
◎合併の期日	「合併特例法」の期限である平成17年(2005年)3月末までとします。
◎新市の名称	合併の方向性が確認(平成15年12月)された後に協議して決めます。
◎新市の事務所の位置	現在の釧路市役所の位置とします。

住民サービス等の調整方針

現在の6市町村においては、それぞれ住民サービスや行政制度などに違いがあります。こうした違いを新市になった場合にどのように調整していくかについて、これまで合併協議会で検討を行ってきました。このうち特に住民生活に関わりが深い項目として、他の合併協議会の例などを参考にしながら、次の137項目について調整方針を取りまとめました。

次の区分により方向性を調整しています。

『調整の方向性』	統合	現在のサービスや制度が6市町村で同一のため、現行のまま新市に引き継ぐ場合や、いずれかの市町村のサービスや制度に一本化するもの。
	再編	現在のサービスや制度を見直し、新たなサービスや制度に変更するもの。
	調整猶予	法律で期限が定められていたり、調整が多方面にわたり時間を要することなどの理由により、当面、現行どおりサービスや制度を存続し、新市になってから改めて調整するもの。
	その他	調整方針が複数になったりするなど、上記のいずれにも該当しないもの。
『調整の時期』	合併時	合併時に、統合、再編を行うもの。
	経過措置	合併後、一定の期間経過後に、統合、再編を行うもの。



① 住民生活や負担に関すること 28項目

1 字名・町名

- 大字、字は廃止します。
- 6市町村における字名・町名の変更は下の例示のとおりですが、必要に応じて調整を行います。
- 釧路市と釧路町の間に存在する同一呼称の対応は、合併後更に検討します。

現 行	新 市 (合併時)
釧路市黒金町7丁目5番地	〇〇市黒金町7丁目5番地
釧路町別保1丁目1番地	〇〇市別保1丁目1番地
阿寒町中央1丁目4番	〇〇市阿寒中央1丁目4番
鶴居村鶴居西1丁目	〇〇市鶴居西1丁目
白糠町西1条南1丁目	〇〇市白糠西1条南1丁目
音別町本町1丁目	〇〇市音別本町1丁目

2 水道料金

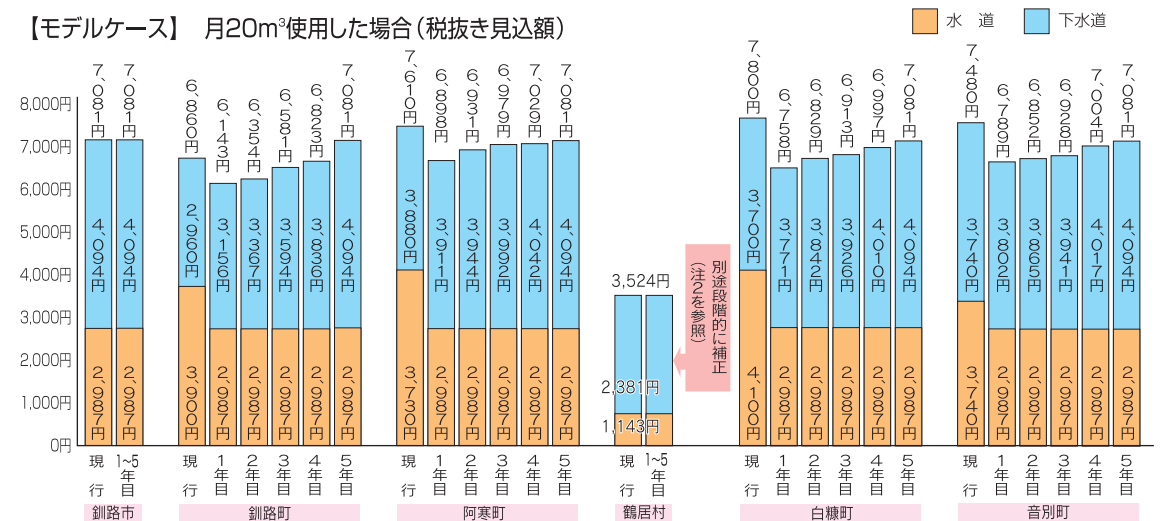
統合 合併時
一部経過措置

- 釧路町・阿寒町・白糠町・音別町は合併時に釧路市の料金体系とします。鶴居村(全用途)並びに阿寒町の営業用は、水道原水及び浄水方式や料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮しながら別途段階的に補正します。
- 負担金は、釧路市の制度(業務用給水装置の新設工事又はメーター口径の増径を伴う改造の際に徴収)に合併時に一本化します。

3 下水道使用料

統合 経過措置5年程度

- 鶴居村を除き釧路市の使用料体系としますが、激変緩和として段階的に補正し5年間で同一化を図ります。(普及率については、早期整備を図り同一化を目指します。)
- 鶴居村は整備手法が異なることから、現在の使用料を別途段階的に補正します。
- 処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を新市の使用料体系に加えます。



(注1) 釧路町・阿寒町・白糠町・音別町の水道料金は合併時に2,987円となり、下水道使用料は5年後に4,094円へ段階的に補正されます。
(注2) 鶴居村は、各戸へのメーター設置や使用量認定手法の整理などが行われた上で段階的に新市の使用料へ補正されることとなります。

4 ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法

その他 —

- 新市における収集体制は、委託化の方向で効率的な体制を検討します。
- 収集方式(ステーション方式、個別方式)は、一本化に向けて新市で調整します。
- 収集回数は、積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせて新市で調整します。

区 分			釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新 市
家 庭 系	収集 回収	可燃ごみ	週2回			週1回		週2回	合併時には現行どおりとし、 新市において調整
		不燃ごみ	週1回		月2回				
		資源ごみ	月2回	月1回	週1回	月1回	月2回		
		収集方法	ステーション方式（釧路市は一部戸別あり）						合併時には現行どおりとし、新市において一本化を調整
		収集体制	直営・委託	委 託			託		合併時には現行どおりとし、新市において効率的な体制を検討

※平成15年4月1日現在

5 ごみ処理手数料

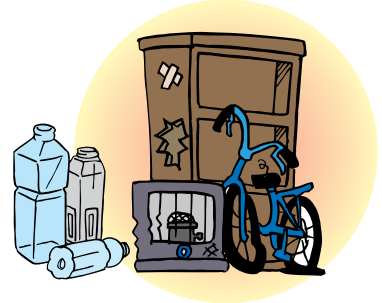
統合 合併時

- 合併時に有料化します。
- 有料化を実施するためには、資源ごみのリサイクル化の徹底、可燃・不燃ごみの減量化、ごみ分類方法などを統一することとし、合併時まで調整します。

【参考】有料化の現況

区 分	阿寒町	白糠町
家庭系		
可燃ごみ	45% = 100円	35% = 105円
不燃ごみ	15% = 30円	20% = 63円
粗大ごみ	400円	315円
資源ごみ	無料	無料

※平成15年7月1日現在



6 ごみの資源化

その他 —

- 資源化対象品目の収集は、現行どおり実施しますが、品目の統一及び収集回数は合併時に向けて一本化を図ります。
- 処理方法は、効率的・効果的な方法によることとし、猶予期間を設けて新市で調整します。
- リサイクルセンターは、現行のまま新市へ引き継ぎますが、収集項目等の内容は新市で調整します。